

令和4年8月3日

第113回 神戸市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価書点検部会の
実施結果について
(報告)

答申第1005号
令和4年5月27日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年5月20日付け神戸市行税第291号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神行税税第 291 号
令和 4 年 5 月 2 0 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 3 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：行財政局税務部税務課
内線（903-2041, 2）

答申第1006号
令和4年5月27日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和4年5月25日付け神健保保第2263号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

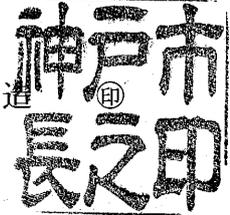
「神戸市 予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神健保保第 2263 号
令和 4 年 5 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 予防接種に関する事務 全項目評価書」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：健康局保健所保健課